

## 建築指導課の手数料の支払い方法について

建築指導課で取扱う申請関係の手数料の支払い方法については、以下のとおりです。

(ただし証明書関係については除きます。)

- 受付時間：8時30分～17時15分
- 支払い方法：納入通知書による指定金融機関への振込み

※手数料の金額が高額ですので、振込みによる手数料支払いにご協力ください。

※受付時間、支払い方法については、以下のフロー図に注意してください。

(時間帯によって、支払い方法が異なります。)

【フロー図】

(1) 8時30分～15時まで	(2) 15時～17時15分まで
①申請書を建築指導課窓口へご提出ください。	①申請書を建築指導課窓口へご提出ください。
↓	↓
②建築指導課から手数料振込みのための納入通知書を発行します。	②建築指導課から手数料振込みのための納入通知書を発行します。
↓	↓
③申請者(代理者)にて、市役所1階の佐賀銀行派出所にて手数料の振込みを行ってください。(銀行より領収書が渡されます。)	③ <b>仮受付</b> として、申請書は建築指導課でお預かりします。 <u>(※申請受理ではありません。)</u>
↓	④申請者(代理者)にて、後日、指定金融機関へ手数料を振込んでください。
④再度、建築指導課にお越しいただき領収書をご提示ください。(建築審査係でコピーをとらせていただきます。)	↓
↓	⑤領収書(指定金融機関の領収印があるもの)を建築指導課へご提示ください。(提示方法：メール、FAX、窓口にて提示等)
⑤ <b>申請受理</b> となり、建築指導課で申請書をお預かりします。 <u>(申請提出日が申請受理日となります。)</u>	↓
	⑥ <b>申請受理</b> となります。 <u>(領収書の領収印の日付が申請受理日となります。)</u>

【注意事項】

※審査期間については、申請受理日からの期間となります。

(15時以降に仮受付となる場合は、特にご注意ください。〔例：9月1日に仮受付で、9月8日に手数料を振込んだ場合、申請受理日は9月8日となります。〕)

※着工等の日程調整については、審査期間等に十分留意してください。また、スムーズな審査処理のため、申請前に十分事前協議を行っていただきますようお願いいたします。